



2018年度 まちづくり関連情報

〈第2回長万部まちづくり推進会議を開催しました〉

平成31年2月13日、役場2階会議室にて、第2回長万部まちづくり推進会議を開催しました。

会議では、議事(1)として、長万部都市計画マスタープランの改定に伴う「まちづくりの現状と課題」について協議した後、「町道本町通線整備の方向性」と「長万部温泉街の活性化方策」の検討について協議を行いました。

議事(2)では、前回の会議で設置された「観光振興部会」「まちなみ部会」「地方創生部会」の部会長と副部会長の選任を行いました。

議事(3)その他の中で、「第4次長万部町まちづくり総合計画」と「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律(通称:バリアフリー法)に伴う基本方針」についても同会議で議論することになりました。

まちづくり推進会議で配布された資料については、長万部町のWebサイト (<http://www.town.oshamambe.lg.jp/>)にて、ダウンロードすることができます。

資料1 「まちづくりの現状と課題」

資料2 「町道本町通線整備の方向性の件について」

資料2-2 「参考資料まちなみ整備の事例」

資料3 「ヒアリング調査を通じた長万部温泉街の活性化方策の検討について」



【お問い合わせ先】 まちづくり新幹線課 ☎2-2450

特別児童扶養手当制度に該当していませんか

●特別児童扶養手当制度とは…

身体や精神に障がいのある満20歳未満の児童について、児童の福祉増進を図るための制度です。

●受給資格者

手当を受けることができる人は、身体や精神に一定程度の障がいのある児童の父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人です。

- 次のような場合は、手当を受けることができません。
- 児童が
 - ①日本国内に住所がないとき
 - ②障がいを支給事由とする公的年金をうけることができるとき
 - ③児童福祉施設等に入所しているとき
- 父、母または養育者が
 - ①日本国内に住所がないとき

【お問い合わせ先】 保健福祉課介護障がい者支援係 ☎2-2454

(有料広告)



社団法人全日本不動産協会員 北海道知事免許【渡(1)第1136号】

株式会社 佐々木建業

長万部町字平里99-25

TEL 01377-2-4555 FAX 01377-2-5869

●土地 ●建物 ●売買 ●賃借 ●仲介代理 ●一般建築 ●屋根板金

売りたい方、買いたい方、
不動産のことならお任せください!